

日本福祉のまちづくり学会賞規程

1. 目的

この表彰は、国内における福祉のまちづくり、バリアフリー、ユニバーサルデザインに係る市民活動、研究活動に顕著な業績または功績（以下業績等）のあった個人または団体を表彰し、もって福祉のまちづくりに係わる市民活動、研究活動の取り組みを広く普及させることを目的とする。

2. 名称

学会賞の名称は次の通りとする。

- 1) 学術賞 個人、団体、企業等を対象とする。
- 2) 市民活動賞 会員が主導している市民活動であり、新規性、継続性、波及性等に優れた業績等を有する活動を対象とする。

3. 表彰対象

- 1) 表彰対象者は、個人または団体（連名の場合は、連名者の連携、貢献が明らかな資料を提出する）とする。
- 2) 表彰対象者は、全員（市民活動賞においては代表者）が会員でなければならない。
- 3) 表彰対象者の業績等は、本規程の目的に合致した論文、事業、技術開発、製品、機器、作品、出版、市民活動などとする。表彰対象に本賞以外の類似受賞歴がある場合には、表彰の重複を避ける観点から表彰選考委員会で十分な協議を行う。
- 4) 表彰件数は特に定めないが、毎年若干名とする。

4. 応募書類

- 1) 候補推薦書 1部(A4、1枚)
- 2) 業績説明書 1部 (A4、2枚)
- 3) 候補者が複数の場合は、それぞれの候補者が候補業績にどう関与したかを明記した資料(A4、1枚 1200字)
- 4) 候補業績に関する資料(直接関係した一次資料)

5. 表彰の方法

- 1) 受賞者には表彰状と記念品を授与する。

6. 表彰の時期

- 1) 表彰は、年1回行う。

7. 選考方法

- 1) 別に定める学会賞選考委員会(10名以内)により、4.の応募書類審査を一次審査とし、作品等現地審査等が必要な場合には二次審査を行うものとする。
- 2) 表彰候補者は、選考委員会が推薦し、理事会の意見を聴いて学会長が決定する。
- 3) 選考内規は理事会の承認を経て別途定める。

8. 応募手続き

- 1) 毎年5月末までに公募し、当該年度の全国大会で表彰する。ただし、2010年度は8月10日まで公募し、12月に表彰する。
- 2) 応募日程
 - ・3月 理事会公募決定
 - ・4月 公募開始
 - ・5月 公募締め切り
 - ・6月 書類審査
 - ・7月 現地審査
 - ・8月 理事会決定
 - ・各年度の全国大会 表彰式

9. 選考委員会

- 1) 理事会内に学会賞選考委員会を設ける。
- 2) 選考委員は10名以内とし理事会により決定する。
- 3) 選考委員の任期は2年とする。
- 4) 選考委員の互選により委員長、副委員長を決定する。任期は2年とする。
- 5) 選考委員会は学会長が招集する。
- 6) 選考委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ開催できない。委任状は出席に含まれる。
- 7) 学会賞候補は選考委員の過半数により決定する。

10. 事務局

- 1) 学会賞選考委員会事務局は本部事務局に置き、その事務は事務局長が統括する。

付則1 本規程は2010年4月1日より施行する。

付則2 本規程の改正は理事会の承認を得て行う。